

# 社会福祉法人 宏育会役員等報酬等支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宏育会（以下「当法人」という。）定款第8条並びに第21条に規定する役員等の報酬及び旅費の支給に関する事項を定めるものとする。

## (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) その他理事長が必要と認めた者

## (報酬額)

第3条 支給の要件及び報酬額は次のとおりとする。

支 給 の 要 件	報 酉 額
(1) 理事が理事会に出席したとき	1回につき 5,000円
(2) 理事が当法人の経営する事業所の常勤職員であるとき	支給しない
(3) 監事が監査を実施したとき、及び理事会に出席し、報告又は意見を述べたとき	1回につき 5,000円
(4) 評議員が評議員会に出席したとき	1回につき 5,000円
(5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき	1回につき 5,000円
(6) 評議員選任・解任委員が当法人の経営する事業所の常勤職員であるとき	支給しない
(7) その他理事長が必要と認めた者が、理事長の要請に応じて、諮問等の機会に参加したとき	1回につき 2,000円

## (報酬等支払い)

第4条 役員等報酬は原則として理事会若しくは評議員会及び監事監査へ出席後、現金にて支給する。

## (旅費)

第5条 役員等が職務のために旅行したときに支給する旅費の額は、当法人旅費規程に準じて理事長がその都度定める。

- 2 前項の支給は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| 附 則 | 改正後の規程は、平成19年4月1日から適用する。 |
| 附 則 | 改正後の規程は、平成20年7月1日から適用する。 |
| 附 則 | この規程は平成14年5月1日に遡及して施行する。 |
| 附 則 | この規程は平成15年9月1日に遡及して施行する。 |
| 附 則 | この規程は平成17年4月1日から施行する。    |
| 附 則 | この規程は平成17年12月1日から施行する。   |
| 附 則 | この規程は平成20年7月1日から施行する。    |
| 附 則 | この規程は平成24年4月1日から施行する。    |
| 附 則 | この規程は平成24年8月1日から施行する。    |
| 附 則 | この規程は平成31年4月1日から施行する。    |
| 附 則 | この規程は令和7年10月1日から施行する。    |